

## 市川市建設工事予定価格公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、入札のより一層の透明性、競争性を図るため、市川市が発注した建設工事の一部について、予定価格の公表を行うことを目的とする。

### (対象)

第2条 公表の対象は、契約金額400万円以上の建設工事とする（予定価格を事前公表した建設工事を除く。）。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、契約金額400万円未満の建設工事も公表するものとする。

### (公表方法)

第3条 公表は、建設工事予定価格等一覧表（様式第1号）を台帳として作成し、市政情報コーナー及びインターネットにより行うものとする。

### (公表内容)

第4条 公表する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事担当課
- (3) 予定価格
- (4) 契約金額
- (5) 請負業者名
- (6) 契約日
- (7) その他市長が必要と認める事項

### (公表の時期)

第5条 公表は、契約締結後2か月以内において、各月の初旬に一括して行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この要領は、令和8年4月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

